

第7回 新得町地域公共交通活性化協議会議案

と き 平成25年4月23日（火）10:00～

ところ 新得町役場 3階 大会議室

会議次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 新委員の紹介

4 報告事項

報告第1号 経過報告 2

報告第2号 平成24年度新得町地域公共交通活性化協議会会計決算及び監査報告について 3

5 議 題

議案第1号 平成25年度協議会予算（案）について 4

議案第2号 コミュニティバス運行事業について 5

議案第3号 運行事業者の選定について 6

6 その他

7 閉 会

新得町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

平成25年4月23日現在

	分野	所属団体名等	役職	氏名	備考
1	計画策定	新得町	副町長	田 中 透 嗣	
2	道路管理者	帯広開発建設部道路計画課	課長	金 井 仁 志	新 委 員
3		十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所	所長	長 沢 誠	
4	公共交通事業者	北海道拓殖バス株式会社	営業課長	小 森 明 仁	
5		新得ハイヤー有限公司	社長	石 畑 政 俊	
6		株式会社新交通	代表取締役	吉 尾 正 一	
7		北海道旅客鉄道株式会社新得駅	駅長	菅 原 俊 明	新 委 員
8		北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	副議長	高 橋 敏 朗	
9	利用者代表	新得町商工会	会長	湯 浅 悟 史	
10		屈足商工振興協議会	会長	竹 浦 隆	
11		新得町観光協会	会長	若 原 敏 勝	
12		新得町PTA連合会	会長	乙 井 逸 人	
13		社会福祉法人 新得町社会福祉協議会	会長	古 川 盛	
14		新得町女性団体連絡協議会	会長	中 井 由 利 子	
15		新得市街地区連合町内会	会長	岩 谷 吉 彦	
16		屈足市街地区連合町内会	会長	藤 井 友 幸	
17		すこやかクラブ	会長	八 幡 文 雄	
18		報徳クラブ	会長	菅 野 益 二 郎	
19		株式会社福原 新得店	店長	社 内 充	
20		株式会社福原 屈足店	店長	大 竹 誠	
21		けいら整形外科医院	総務課長	福 木 琢 也	
22		新得診療所	院長	佐 藤 夏 子	
23		サホロクリニック	事務長	若 林 尚	
24	運輸局	北海道運輸局 帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	桑 山 秀 也	新 委 員
25	警察	新得警察署	交通課長	山 内 寛 人	
26	北海道	十勝総合振興局地域政策部地域政策課	課長	吉 田 健 二	
	事務局長	新得町地域戦略室	室長	佐 藤 博 行	
	事務局員	新得町地域戦略室地域戦略係	係長	加 賀 谷 敬	
主事			永 田 智 子		
主事			石 上 陽 基		

報告第1号

経過報告（第6回協議会以降）

平成25年

4月11日 新得町地域公共交通総合連携計画を国土交通省、総務省へ提出
4月15日 コミュニティバス愛称募集開始（～4月30日まで）

議案第1号

平成25年度新得町地域公共交通活性化協議会予算(案)について

【歳入】

(単位:千円)

款	項	目	金額	備考
1	負担金	1 負担金	0	
2	補助金	1 補助金	0	
3	繰越金	1 繰越金	1	24年度からの繰越金784円
4	諸収入	1 諸収入	0	
合計			1	

【歳出】

(単位:千円)

款	項	目	金額	備考
1	運営費	1 会議費	1	会議資料等
		1 事務費	0	
2	事業費	1 事務費	0	
3	予備費	1 予備費	0	
合計			1	

議案第2号

コミュニティバス運行事業について

1. 運行開始予定日

平成25年10月1日～

2. 運行日

月曜日から土曜日（ただし、祝日、年末年始は運休）

3. 運賃

どこに乗って、どこで降りても一律100円とする。小中学生、障がい者は半額、小学生未満は無料とする。

4. 運行路線（暫定案）

別紙1のとおり

5. 時刻表（暫定案）

別紙2のとおり

6. 運行主体

コミュニティバスの運行方法は、町との協定に基づき、一定の資格を持った交通事業者（一般乗合旅客自動車運送事業）が運行主体となる方法（道路運送法第4条）か、市町村有償運送として、市町村が運行主体となる方法（道路運送法第78条）があるが、より安全で確実な公共交通とするため、運転手の指導体制や運行管理体制が確立している交通事業者が運行主体となる方法を選択する。

7. 運行形態

別紙3のとおり

議案第3号

運行事業者の選定について

1. 趣旨

新得・屈足市街地を循環し、高齢者等交通弱者の交通手段や町民の生活交通の確保を目的として、コミュニティバスの運行を一般乗合旅客運送事業として行う民間事業者と運行業務協定を締結し、運行事業に対して補助金を交付するに当たり、運行事業者を選定する。

2. 選定方法

町で行う企画提案による企画競争（公募型プロポーザル方式）により、「新得町コミュニティバス運行に関する協定」を締結する事業者を選定する。企画競争については、ホームページ上で広く募集し、業務企画案の審査にあたっては、町で審査委員会を設置し、評価基準に基づいて、書類審査並びに企画力の評価を行い、選定する。

3. 参加資格者

- (1) 平成25年4月1日現在において、道路運送法第3条第1項イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業として、同法第4条の規定による国土交通大臣の許可を有する事業者とする。
- (2) 予備車両を用意でき、十勝管内に本社が所在する事業者とする。
- (3) 新得町が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項の一般競争入札に参加させないことができる者に該当しないものであること。
- (5) 事故の発生により、業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各種関連機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な事業者であること。

4. 評価をするポイント

- (1) 業務実績評価
- (2) 業務実施体制評価
- (3) 各種許認可事務・運行業務の信頼性
- (4) 準備計画
- (5) ヒアリング評価
- (6) 見積価格
- (7) 企画力（運行体制、コミュニティバスPR、データ分析等）